



## ジェネラル・コミッサリー

# 2025年大阪万博へのイタリア参加責任

### 2025年大阪万博のイタリア館への協賛を求める公告

アートのもとで。法律第36号第88条第3項において、2023年3月31日日本入札に関する次の照会を受けました。

- 12) 電気化学分野の企業から、スポンサーシップ提案の取りまとめについて説明を求められました
- 13) 電気化学分野の企業から、スポンサーシップ提案書を提出する際、参加が義務化されるかどうかの質問がありました。
- 14) 電気化学分野の会社は、キャンセルに対するペナルティがあるかどうか、ある場合はいくらになるかを尋ねました。
- 15) ファッション業界の企業から、2025年大阪万博のイタリア館のイベントスポンサーになることに関心のある企業がこの入札に参加できるかどうか尋ねられました。

### 回答

- 12) スポンサーシップの提案は、会社を法的に拘束できる人が署名する必要があります。
- 13) 答えはノーです。スポンサーシップ契約が締結された後、参加は必須となりますが、交渉中は契約前の誠意を確保する必要があります。
- 14) スポンサー契約に署名する際に銀行保証を提示する必要があり、契約違反があった場合に施行されます。
- 15) 答えはイエスです。

ローマ、2023年12月21日。

プロジェクトマネージャー  
Dr. Andrea Marin